

日本の
ひなた
宮崎県

資料 - 5

特定都市河川について

宮崎県河川課



特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定されました。
- 全国各地で水災害が激甚化・頻発化したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正されました。

平成15年制定時の 主な制度

対象河川

市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による 雨水貯留浸透施設の整備

流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

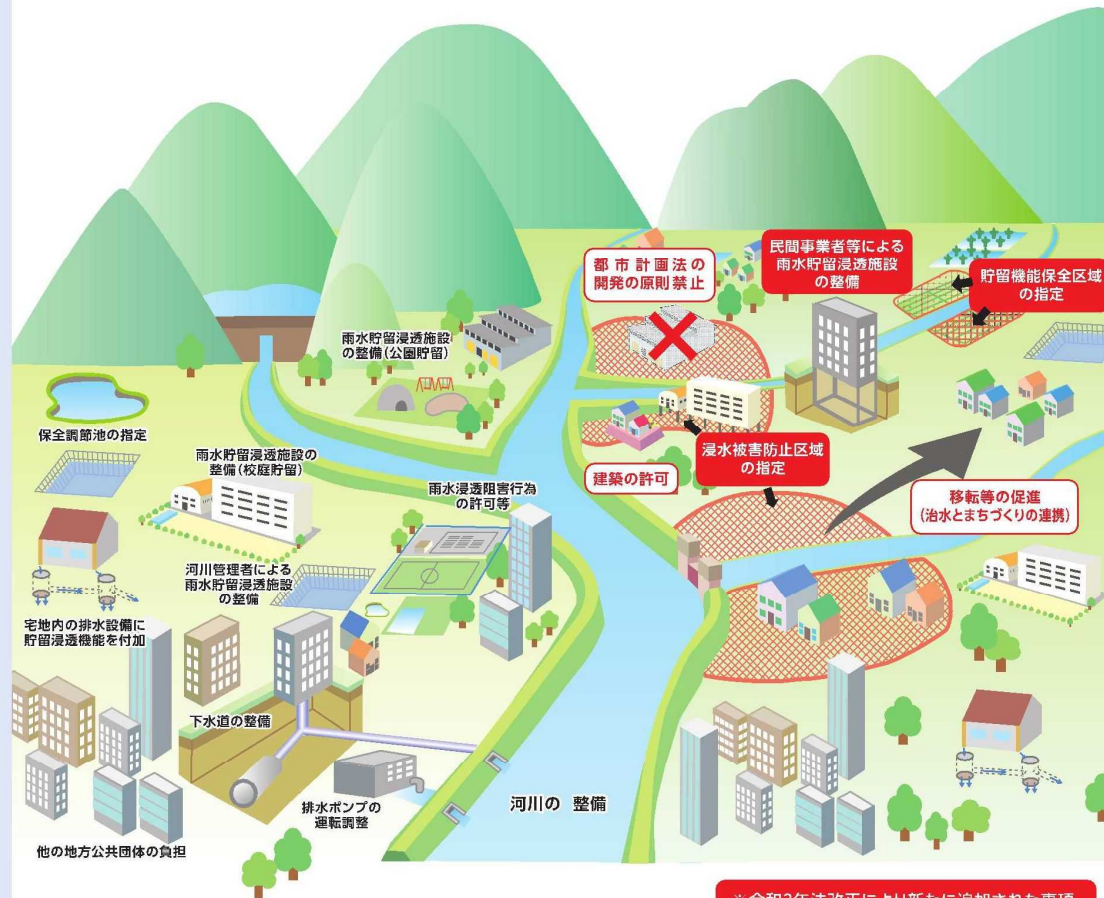
保全調整池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像



令和3年改正時に 追加された主な制度

対象河川の拡大

「市街化の進展」に加え、「接続する河川」の状況、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による 雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

※令和3年法改正により新たに追加された事項

特定都市河川について

1. 特定都市河川の指定によりできるようになること

① ハード対策の加速化（河川事業・下水道事業等）

② 流域開発による雨水流出の増加を抑制

雨水浸透阻害行為の許可

③ 流域の貯留・浸透機能の向上による流出量の抑制

雨水貯留浸透施設の整備

④ 貯留機能を持つエリアの保全

保全調整池の指定

貯留機能保全区域の指定

⑤ 水害リスクを踏まえた土地利用

浸水被害防止区域の指定

2. 特定都市河川の指定による支援策

○ 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の整備において、地方公共団体や認定民間事業者等へ**補助金拡充・税制優遇**

▶ 国庫補助率：1/3 → **1/2**

▶ **固定資産税の軽減**（3年間）
市町村の条例で定める割合
（1/6～1/2の範囲）

○ 貯留機能保全区域に指定された土地に係る**固定資産税及び都市計画税**を市町村の条例で定める割合へ**軽減**（3年間）
（2/3～5/6の範囲）

○ 浸水被害防止区域に係る制度拡充

- ▶ 防災集団移転促進事業
- ▶ 災害危険区域等建築物防災改修等事業
- ▶ がけ地近接等危険住宅移転事業



【必須】 雨水浸透阻害行為の許可

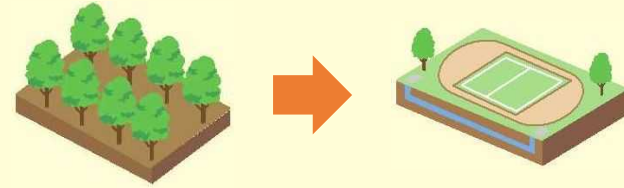
- 特定都市河川に指定されると、流域内における下記の行為に対して、**宮崎県知事の許可が必要**になります
- 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策が必要**になります

次のような**雨水浸透阻害行為(1,000㎡以上)**を行う際には…

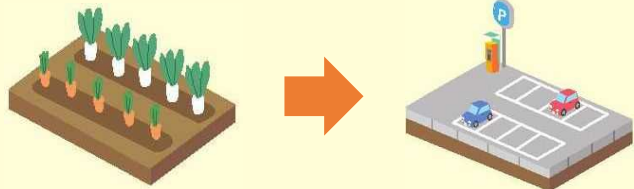
例えば「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



例えば排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



例えば土地の舗装



例えばローラー等により土地を締め固める行為



出典:国土交通省(特定都市河川パンフレット)

雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です

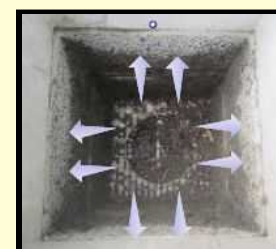
例えば 透水性舗装



例えば 浸透側溝



例えば 浸透ます



流域治水対策等の 主な支援事業集

2025



令和7年4月

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議



19

URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業制度の概要等

特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、特定都市河川浸水被害対策に基づき指定された特定都市河川流域における浸水被害の防止のための河川の整備、雨水貯留浸透施設整備、土地利用規制と併せた二級線の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することにより、早期に治水安全度の向上を図るものである。

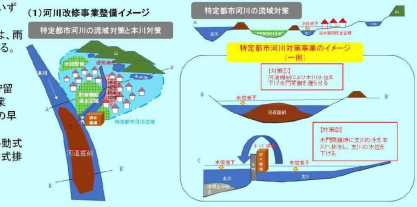
- ・特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において実施する、以下のいずれかの要件に該当するもの。
 - (1) 令和9年度までに新たに流域水害対策計画を策定するものがあること。
 - (2) 特定都市河川に指定済みである河川であって、令和9年度までに流域水害対策計画を変更するものであること。

・特定都市河川流域において、関係者合意形成を図り、具体的な流域対策を実施するための次の(1)又は(1)及び(2)に該当する調査及び検討等であって流域水害対策計画策定後5年以内に関係者との協議が完了すると見込まれるもの。

- (1) 雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域の指定、貯留機能保全区域の指定等の流域対策の具体化に向けて、河川管理者又は地方公共団体が実施する調査及び検討
- (2) (1)で検討される流域対策と一体となって、その効果を一層高めるために必要な、避難計画の策定、浸水センサー・水位計の設置等の被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・流域水害対策計画で定められた次の(1)から(5)のいずれかに該当する事業で、令和10年以内に完了するもの。

- (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川において実施する河川改修事業
- (2) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。
 - 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
 - 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業
- (3) 地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二級線を整備する事業
- (4) 地方公共団体が貯留機能保全区域の指定と併せて、区域内の早期排水を目的として排水施設を整備する事業
 - 排水施設については、原則、固定式排水施設とし、移動式排水施設の方が経済的であることが見込まれる場合は、移動式排水施設の整備ができるものとする。
- (5) 宅地かさ上げ等もしくは家屋移転する事業



22

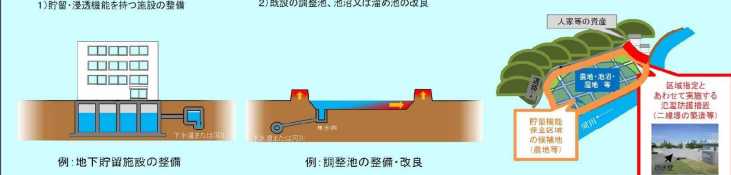
19

URL: <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業制度の概要等

- (2) 雨水貯留浸透施設整備イメージ
 - 1) 貯留・浸透機能を持つ施設の整備
 - 2) 既設の調整池、池沼又は溜め池の改良
- (3) 貯留機能保全区域の指定と併せた二級線の整備イメージ
- (4) 貯留機能保全区域の指定と併せた排水施設の整備イメージ
- (5) 宅地かさ上げ等もしくは家屋移転イメージ



- 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水の支援
- 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域内の宅地かさ上げ等もしくは家屋移転の支援(なお、詳細な運用については、別途定めるものとする)

